一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン 選手契約および登録に関する規程

第1章 選手契約

第1節 総則

第1条[目的]

本規程は、一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン(以下「JRLO」という)の正会員およびその選手との契約および登録等に関する事項について定める。

第2条〔契約区分〕

選手の契約区分は次の各項のとおりとする。

- (1) 社員選手
- (2) 業務委託契約選手

第3条[社員選手]

社員選手とは、その選手が所属する正会員(以下「所属会員」という)または正会員の子会社との間で雇用関係にある者をいう。なお、交通費、宿泊費、備品手当、食事手当、保険料その他所属会員が必要と認めた手当以外を受理してはならない。

第4条〔業務委託契約選手〕

業務委託契約選手とは、その所属会員との間で書面による契約を有しており、当該選手のラグビー選手としての活動対価として、当該選手がラグビー選手として活動するにあたって負担する費用を実質的に上回る金額の支払いを受ける者をいう。なお、ラグビー選手としての活動とは、「一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン規約」(以下「規約」という)第34条に選手として履行義務を負うものとして掲げられる各事項を行うことをいう。

第2節 移籍

第5条[選手の移籍]

- (1) 正会員となった団体に所属するラグビーチーム(以下「会員チーム」という)および選手は、それぞれ以下の各号に定める 事項を遵守するものとする。
 - ① JRLO が定めるシーズン開始日(原則として JRLO が別途定めるリーグ戦開始前の最初の選手登録期限日をいう。 以下「シーズン開始日」という。)から、JRLO が定めるシーズン終了日(2022 シーズンは、プレーオフトーナメント最終 戦開催日とし、以後のシーズンについては別途定める。以下「シーズン終了日」という。)の 61 日前までの期間において
 - a) 会員チームは、移籍に関して、直接または間接を問わず、他の会員チームに所属している選手(社員選手・業 務委託契約選手の契約区分を問わない。以下本条において同じ)と、当該選手が所属する他会員チームの事

前の承諾の有無にかかわらず、接触または交渉を行ってはならない。ただし、社員選手については、ラグビー選手としての活動を目的としない場合を除く。以下本条において同じ。

- b) 選手は、移籍に関して、直接または間接を問わず、所属する会員チーム以外の会員チームと、所属する会員チームの事前の承諾の有無にかかわらず、接触または交渉を行ってはならない。
- ② シーズン終了日の60日前から、次のシーズン開始日の前日までの期間において
 - a) 会員チームは、移籍に関して、直接または間接を問わず、他の会員チームに所属している選手と当該他の会員チームの事前の承諾なく、接触または交渉してはならない。また、会員チームは他の会員チームに所属する選手から接触があった場合は、当該他会員チームに事前に通知しなければ、交渉を開始してはならない。
 - b) 選手のうち、業務委託契約選手は、移籍に関して、直接または間接を問わず、所属する会員チームの事前の 承諾なく、他の会員チームと接触または交渉を行ってはならない。
 - c) 選手のうち、社員選手は、移籍に関して、直接または間接を問わず、所属する会員チームの事前の承諾なく、 他の会員チーム以外の会員チームと接触または交渉することができる。
- ③ 社員選手と所属会員との雇用契約もしくは出向契約が終了した場合または所属会員と業務委託契約選手との契約が終了した場合、いずれの会員チームも何らの制限なく、当該選手と接触または交渉をすることができ、いずれの当該選手も何らの制限なく、会員チームと接触または交渉をすることができる。
- (2) 所属会員、会員チームおよび選手は、移籍に関して、他の所属会員、他の会員チームまたは他の所属会員の社員選手と 雇用関係性にある第三者と当該所属会員等に所属する選手との契約その他の合意を尊重するものとする。

第6条〔社会人チームまたはクラブチームからの選手の移籍〕

公益財団法人日本ラグビーフットボール協会(以下「日本協会」という)の「チームの登録等に関する規程」に定める社会人チームまたはクラブチームの選手として登録されている選手が、会員チームに移籍を行う場合、移籍する前に社会人チームまたはクラブチームの選手として登録を行った日本協会の年度(4月から3月)内に開始される JRLO の年度(10 月から9月)において、JRLO が主催する公式試合に出場することはできない。ただし、所属チームの解散、チームを保有する会社の倒産その他選手の責に帰すことのできない事由により、移籍が行われた場合はこの限りではない。

第7条[懲罰]

会員チームまたは選手が本節の定めに違反した場合、JRLO は規約第 79 条に基づき理事会が定めるところにより、JRLO は 懲罰を課すことができる。

第2章 選手登録

第1節 選手登録

第8条[選手登録]

- (1) 正会員は、日本協会の「チームの登録等に関する規程」の定めるところにより、契約したすべての選手を日本協会へ選手 登録しなければならない。
- (2) 正会員は、公式試合に出場する全ての選手についてシーズン開始日までに、所定の方法で JRLO にリーグ登録しなければならない。
- (3) 日本協会に登録し、リーグ登録が完了した選手に限り公式試合に出場することができ、正会員は、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。

第9条[登録区分]

JRLO における選手登録区分は、次の各項のとおりとする。

- (1) カテゴリA
- (2) カテゴリB
- (3) カテゴリC

第10条[登録区分の要件]

- (1)「カテゴリA」として登録することができる選手は、以下の①~③の条件のいずれかを満たす者とする。
 - ① 日本代表歴のある者。なお、代表歴のある者の定義については、World Rugby(以下「ワールドラグビー」という)の定める「REGULATION 8. ELIGIBILITY TO PLAY FOR NATIONAL REPRESENTATIVE TEAMS」によるものとする。
 - ② 日本代表歴のない者のうち以下の a~e のいずれかを満たす者。
 - a) 日本で出生しており、他の協会または地域の代表歴がないこと。
 - b) 両親、祖父母の1人が日本で出生しており、本人に他の協会または地域の代表歴がないこと。
 - c) 選手登録を行った当該シーズン(以下「当該シーズンという」)開始日時点で、48 か月間以上継続して日本を居住地としており(以下「継続居住要件」という)、他の協会または地域の代表歴がないこと。なお、ここでいう「継続」とは、日本国外滞在日数が年間62 日以下であることを意味し、日本以外での出生者を対象として入国管理局が発行する出入国記録により、日本国外滞在日数が確認できることを条件とする。
 - d) 当該シーズン開始日時点で直前の累計9年間日本を居住地としており(以下「累計居住要件」という)、他の協会または地域の代表歴がないこと。なお、ここでいう「累計」とは、出生時からシーズン開始日までを対象に、日本を主たる居住地として居住していた期間を意味する。
 - e) 継続居住要件を充足し、日本に留学、居住していることを在学証明書、または卒業証明書により証明することができ、かつ在学中の国外滞在日数が年間 62 日以下であることが、入国管理局が発行する出入国記録により確認することができる留学生であること。
 - 以下の a~e のいずれかを満たす者。
 - a) 2016 年8月 31 日以前に日本国籍取得選手として日本協会に登録していたこと。なお、登録時点以前での他の協会または地域の代表歴の有無は問わない。
 - b) 2021 年 11 月 30 日(本規程第 12 条に定める追加登録の場合は、2021 年 12 月 28 日)以前に日本国籍取得選手として日本協会に登録、または認定されて追加登録されていること。ただし、時期を問わず他の協会または地域での代表歴がないことを条件とする。
 - c) 2016 年8月31 日以前に特別永住権取得選手として日本協会に登録していたこと。なお、登録以前の他の協会または地域の代表歴の有無は問わない。
 - d) 2017 年8月 31 日以前に日本での義務教育修了者として、日本協会に登録を行っており、引き続き日本に在住していること。ただし、時期を問わず他の協会または地域での代表歴がないことを条件とする。
 - e) 2021 年度シーズン開始以前に「アジア枠」該当選手として日本協会に登録していたこと、ただし、時期を問わず、他の協会または地域での代表歴がないことが条件とする。
- (2)「カテゴリB」として登録することができる選手は、以下の①または②の条件のいずれかを満たす者とする。
 - ① 他の協会または地域の代表歴のない者のうち以下のアまたはイのいずれかに該当する者。
 - a) 当該シーズン開始日時点で、継続居住要件または累計居住要件を満たしておらず、将来的に、継続居住要件 または累計居住要件を満たした場合に日本代表資格を得られる可能性があること。
 - b) 2021年11月30日以前に日本国籍取得を申請しているが、2021年12月28日までに当該申請が認定されていないこと。ただし、2021年12月29日以降に当該申請が認められた場合は、2023シーズンよりカテゴリAの選手として登録することができる。
 - ② 他の協会または地域の代表歴のある者のうち以下に該当する者。 2021 年シーズン開始以前に「アジア枠」該当選手として日本協会に登録していたこと

- (3) 「カテゴリC」として登録することができる選手は、以下の条件を満たす者とする。 カテゴリAおよびカテゴリBのいずれにも当てはまらないこと。
- (4) 正会員は、同一シーズン中に、一旦登録した選手のカテゴリを変更することはできない。
- (5) 正会員が行うチーム登録は、下図「チーム登録枠」の要件を満たさなければならない。
- (6) 正会員が同一の試合にエントリーすることのできる選手の上限は、カテゴリごとに下図「試合 23 名登録枠(エントリー枠)」 のとおりとする。
- (7) 正会員が同時に出場させることのできる選手の上限は、カテゴリごとに下図「同時出場可能枠」のとおりとする。
- (8) カテゴリB選手は、カテゴリC選手として試合出場させることができる。

2022 シーズン		チーム登録枠	試合 23 名登録枠 (エントリー枠)	同時出場可能枠
カテゴリ A	:日本代表資格あり	制限なし	17 名以上	11 名以上
カテゴリ B	:日本代表資格獲得見込み	制限なし	任意	任意
カテゴリ C	:他の協会または地域の 代表歴あり	3名以下	3名以下	

第 11 条[選手の追加登録]

- (1) 第7条の定めに関わらず正会員は、別途 JRLO が定めた登録期限までに、カテゴリ A の選手3名までを登録することができる。
- (2) 第7条の定めにかかわらず、正会員は、日本代表強化に資するものとして日本協会との事前の合意に基づき登録を抹消した選手について、いつでも選手登録をすることができる。
- (3) 第7条の定めにかかわらず、正会員は、いつでも、カテゴリ B およびカテゴリ C の選手を登録することができる。なお、当該選手は、登録を完了してから 14 日目以降に開催される公式試合に出場することができる。但し、当該選手が、プレーオフトーナメント、順位決定戦、入替戦に出場しようと場合、少なくとも1回はリーグ戦に出場していなければならない。
- (4) 第7条の定めにかかわらず、正会員は、登録した選手が他の協会または地域の代表選手として代表活動中に負傷し、シーズン中に復帰できない場合、その選手の登録を抹消するという条件の下、カテゴリを問わず代替の選手を登録することができる。
- (5) 正会員が登録期限までに選手登録を済ませた選手の中で、カテゴリ A の選手、または、当該年度に日本代表スコッドに選出された選手が、リーグ開催期間に海外リーグ登録を希望する場合、日本代表の強化育成目的で中長期に亘り所属チームから離脱させること、現地での活動後、直ちに帰国し、出国前に所属していたチームへ復帰すること、および出国前に本人・所属チーム・日本協会との三者間で合意することを条件として、復帰する時期の如何に関わらず選手登録を行うことができる。

第 12 条[選手離籍証明書の発行]

正会員は、理由の如何(移籍・引退)を問わず、所属選手が会員チームを離籍する際に、JRLO指定の「選手離籍証明書」を 当該選手に対して発行しなければならない。ただし、正会員が以下の事由により当該会員チームを解散・廃部・休部したと日本 協会が認める場合は、この限りではない。

- (1) 正会員が、その保有・運営するチームの活動支援を打ち切ることを書面またはプレス・ステートメント等で表明した場合。
- (2) 会員チームを保有・運営する正会員が破産、会社更正、民事再生の申請を行った場合及び当該会員クラブが解散した場合。
- (3) 正会員が書面にてJRLOからの退会を申し入れた場合。

第 13 条[改正]

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 14 条[施行]

本規程は 2021 年 12 月 10 日から施行する。

〔改正〕

2021年12月22日 2022年3月9日

2022 年3月 31 日